

男鹿市市税条例施行規則の一部を改正する規則

男鹿市市税条例施行規則（平成17年男鹿市規則第42号）の一部を次のように改正する。

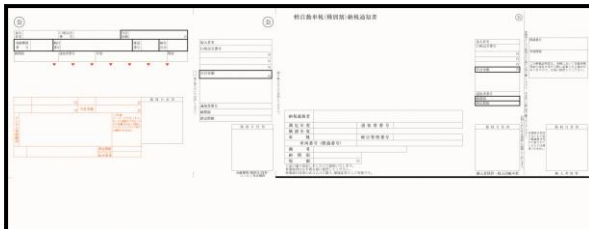
改正後			改正前		
別表（第1条関係）			別表（第1条関係）		
様式	名称	根拠条文	様式	名称	根拠条文
1及び2（略）			1及び2（略）		
3	<u>領収証書、領収済通知書</u>	<u>条例第2条第3号</u>	3	領収証書	<u>市税条例第2条第3号</u>
				領収済通知書	
4	<u>領収証書、納付済通知書、納付書</u>	<u>条例第2条第4号</u>	4	領収証書	<u>市税条例第2条第4号</u>
				納付済通知書	
				納付書	
5～22（略）			5～22（略）		
23	納税証明書	法第20条の10、政令第6条の21 <u>及び</u> 施行規則第1条の9	23	納税証明書	法第20条の10、政令第6条の21、 <u>施行規則</u> 第1条の9
24及び25（略）			24及び25（略）		
26	市民税、県民税納税通知書	法第43条 <u>及び</u> 第319条の2	26	市民税、県民税納税通知書	法第43条、 <u>第319条</u> の2
27	市民税、県民税特別徴収税額の <u>決定・変更</u> 通知書	法第43条 <u>及び</u> 第321条の4第1項	27	市民税、県民税特別徴収税額の <u>通知書</u>	法第43条、 <u>第321条</u> の4第1項
28	<u>削除</u>		28	<u>市民税、県民税特別徴収税額の変更</u> 通知	<u>法第43条、第321条</u> の6第1項

改正後			改正前		
				書	
29	市民税、県民 税納入書	<u>条例</u> 第 41 条	29	市民税、県民 税納入書	<u>市税条例</u> 第 41 条
30	(略)		30	(略)	
31	固定資産税納 税通知書	<u>条例</u> 第 69 条	31	固定資産税納 税通知書	<u>市税条例</u> 第 69 条
32	<u>削除</u>		32	<u>地方税法第 364 条第 5 項 の固定資産税 納税通知書</u>	<u>市税条例第 68 条 第 2 項、法第 364 条</u>
33 及び 34	(略)		33 及び 34	(略)	
35	軽自動車税 (種別割) 納 税通知書	<u>条例</u> 第 80 条、第 82 条、第 83 条第 1 項、 <u>第 83 条の 2</u> 及び第 85 条	35	軽自動車税納 税通知書	<u>市税条例</u> 第 80 条、第 82 条、第 83 条第 1 項及び 第 85 条
36	<u>削除</u>		36	<u>軽自動車税納 付済通知書</u>	<u>市税条例</u> 第 80 条、第 82 条、第 83 条第 2 項及び 第 85 条
37	原動機付自転 車標識、小型 特殊自動車標 識	<u>条例</u> 第 91 条第 1 項、第 2 項及び 第 4 項	37	原動機付自転 車標識、小型 特殊自動車標 識	<u>市税条例</u> 第 91 条 第 1 項、第 2 項 及び第 4 項
38	原動機付自転 車標識証明 書、小型特殊 自動車標識証 明書	<u>条例</u> 第 91 条第 3 項	38	原動機付自転 車標識証明 書、小型特殊 自動車標識証 明書	<u>市税条例</u> 第 91 条 第 3 項
39	鉱産税納付申 告書	<u>条例</u> 第 105 条	39	鉱産税納付申 告書	<u>市税条例</u> 第 105 条
40～45	(略)		40～45	(略)	
46	市税納期限延 長申請書	<u>条例</u> 第 18 条の 2	46	市税納期限延 長申請書	<u>市税条例</u> 第 18 条 の 2

改正後			改正前		
47	市税減免（免除）申請書	法第 323 条、 <u>条例</u> 第 51 条、法第 367 条、 <u>条例</u> 第 71 条、法第 454 条、 <u>条例</u> 第 89 条、法第 532 条、法第 605 条の 2、 <u>条例</u> 第 139 条の 2 <u>並びに</u> 法第 684 条、第 701 条の 57 <u>及び</u> 第 717 条	47	市税減免（免除）申請書	法第 323 条、 <u>市税条例</u> 第 51 条、法第 367 条、 <u>市税条例</u> 第 71 条、法第 454 条、 <u>市税条例</u> 第 89 条（法第 532 条）、法第 605 条の 2、 <u>市税条例</u> 第 139 条の 2、（法第 684 条、第 701 条の 57、第 717 条）

様式第24号その2（第1条関係）（略）  
 様式第24号その3（第1条関係）

様式第24号その2（第1条関係）（略）

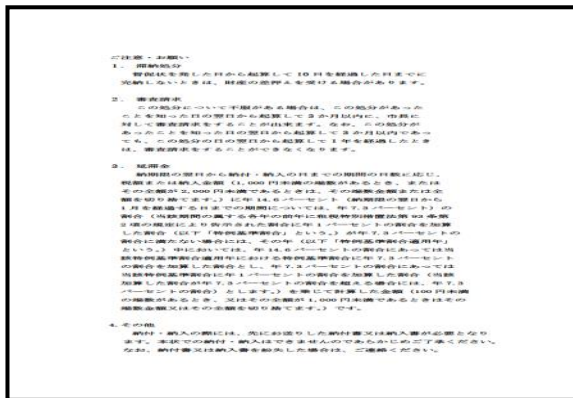


金融機関等	納付場所
<ul style="list-style-type: none"> <li>●QRが同字されている場合 全国の主要金融機関</li> <li>●QRが同字されていない場合 秋田銀行 本支店 北盛銀行 本支店 秋田信用金庫 秋田支店 秋田まほばら農業協同組合 各支店 秋田銀行 秋田駅前出張所 秋田銀行 秋田駅前出張所</li> </ul>	コンビニエンスストア等 MXX 設置部（コンビニ スーパー 生活家電 セイコーマート） セブン-イレブン タクエー デイリーヤマザキ ニューヤマザキデパート ハセガワストア ハマナカストア ファミリーマート ポプラ ミニストップ ヤマザキデパートストア ヤマザキスペシャルパートナーショップ ローソン ローソンストア100 ◆スマホアプリ◆ PayPay 請求書払い LINE Pay 請求書支払い PayB 支払振替 北ペイメント JCom 請求書払い

※金融機関、コンビニエンスストアの範囲等により名称が変更される場合があります。  
 ※ご不明な点がございましたら、税務課（電話 0185-23-2111）までご連絡ください（受付時間：平日 8:30～17:15）

（コンビニ納付について）  
 下記に該当する場合はコンビニエンスストアでは納付できませんので、金融機関で納付してください。  
 ○バーコードの印字がないもの ○納付金額が50万円を超えるもの  
 ○バーコードが読み取れないもの ○使用期限を超過しているもの  
 ○納付金額を訂正したもの ○コンビニ店頭ではスマホアプリでのお支払いはできません。  
 コンビニエンスストアでは営業中に代わりお客様からお預かりした徴収金を代理受領し、営業中へ納付します。

（納税証明書について）  
 金融機関やコンビニで納付した場合、亦で納付確認ができるまで2～3週間かかります。  
 その間に納税証明書を申請される場合は、必ず「領収書」をお持ちください。



様式第25号（第1条関係）（略）  
 様式第26号（第1条関係）

様式第25号（第1条関係）（略）  
 様式第26号（第1条関係）





改正後

改正前

年度 市民税・県民税特別徴収税額の変更通知書 (特別徴収義務者用)

月	特別徴収税額	
	人 税 額	人 税 額
6月		12月
7月		1月
8月		2月
9月		3月
10月		4月
11月		5月

年 月 日  
秋田県男鹿市長

指定番号	個人番号	市町村コード	受給者番号	特別徴収税額	月	6月	10月	2月	(備)
					7月				3月
					8月				4月
					9月				5月
					変更	月	6月	あらたに課税し直す	

地方税法第14条及び第321条の6第1項の規定によって 度市民税及び県民税の特別徴収税額を下記のとおり変更したので通知します。

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、男鹿市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であつても、この処分について、上記①の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、男鹿市長を被告として(男鹿市長が被告の代表者となります)地分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、当該審査請求に対する裁決の日から起算して1年を経過したときは、地分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 地分の取消しの訴えは、上記①の審査請求に対する裁決を経た後に行われなければならないが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで、地分の取消しの訴えを提起することができます。

① 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。  
② 処分、処分の執行又は手続上の経理により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。  
③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第29号 (第1条関係)

様式第29号 (第1条関係)

秋田県男鹿市 個人市民税 領収証書 ㊞

市区町村コード	口座番号	加入者名
052060	02580-5-960035	男鹿市会計管理者
	指 定 番 号	納 入 金 額 (1)
年 月 分		円
納 入 金 額	納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分(労務費)
	退職所得分	延滞金
納 入 金 額	督促手数料	合計額
(特別徴収義務者) 〒		
所在地 又は 住 所 名 称 又は 氏 名	領 収 目 付 印	

上記のとおり領収しました。(納入者保管)

秋田県男鹿市 個人市民税 領収証書 ㊞

市区町村コード	口座番号	加入者名
052060	02580-5-960035	男 鹿 市 役 所
	指 定 番 号	納 入 金 額 (1)
年 月 分		円
納 入 金 額	納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分(労務費)
	退職所得分	延滞金
納 入 金 額	督促手数料	合計額
(特別徴収義務者) 〒		
所在地 又は 住 所 名 称 又は 氏 名	領 収 目 付 印	

上記のとおり領収しました。(納入者保管)

改正後

秋田県男鹿市 個人市民税 個人県民税 納入書 ㊟

市区町村コード 0 5 2 0 6 0	口座番号 02580-5-960035	加入者名 男鹿市会計管理者
年 月分	指 定 番 号	納入金額(1) 円
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分 (所得分)	億 千 百 十 万 千 百 十 円
納 入 金 額	退 職 所 得 分	
	延 滞 金	
納 期 限	督 促 手 数 料	
日 計	合 計 額	
(特別徴収義務者) 〒 一		領 取 日 付 印
所在地 又は 住 所 名 称 又は 氏 名		様

上記のとおり納入します。 (金融機関保管)

改正前

秋田県男鹿市 個人市民税 個人県民税 納入書 ㊟

市区町村コード 0 5 2 0 6 0	口座番号 02580-5-960035	加入者名 男鹿市役所
年 月分	指 定 番 号	納入金額(1) 円
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分 (所得分)	億 千 百 十 万 千 百 十 円
納 入 金 額	退 職 所 得 分	
	延 滞 金	
納 期 限	督 促 手 数 料	
日 計	合 計 額	
(特別徴収義務者) 〒 一		領 取 日 付 印
所在地 又は 住 所 名 称 又は 氏 名		様

上記のとおり納入します。 (金融機関又は郵便局保管)

秋田県男鹿市 個人市民税 個人県民税 納入済通知書 ㊟

市区町村コード 0 5 2 0 6 0	口座番号 02580-5-960035	加入者名 男鹿市会計管理者
年 月分	指 定 番 号	納入金額(1) 円
納入済通知書の納入金額欄に〒記号は記入しないでください。	給与分 (所得分)	億 千 百 十 万 千 百 十 円
納 入 金 額	退 職 所 得 分	
	延 滞 金	
納 期 限	督 促 手 数 料	
日 計	合 計 額	
(特別徴収義務者) 〒 一		領 取 日 付 印
所在地 又は 住 所 名 称 又は 氏 名		様

上記のとおり通知します。 (受付店→秋田銀行男鹿支店→男鹿市) (市保管)

秋田県男鹿市 個人市民税 個人県民税 納入済通知書 ㊟

市区町村コード 0 5 2 0 6 0	口座番号 02580-5-960035	加入者名 男鹿市役所
年 月分	指 定 番 号	納入金額(1) 円
納入済通知書の納入金額欄に〒記号は記入しないでください。	給与分 (所得分)	億 千 百 十 万 千 百 十 円
納 入 金 額	退 職 所 得 分	
	延 滞 金	
納 期 限	督 促 手 数 料	
日 計	合 計 額	
(特別徴収義務者) 〒 一		領 取 日 付 印
所在地 又は 住 所 名 称 又は 氏 名		様

上記のとおり通知します。 (受付店→秋田銀行男鹿支店→男鹿市) (市保管)

様式第31号 (第1条関係)

様式第31号 (第1条関係)







改正後

注意

納税義務者

納税義務者とは、軽自動車税の納税義務を負う者であり、軽自動車税の納税義務を負う者は、軽自動車税の納税義務を負う者である。

納税義務者となる場合

① 軽自動車税の納税義務を負う者は、軽自動車税の納税義務を負う者である。

② 軽自動車税の納税義務を負う者は、軽自動車税の納税義務を負う者である。

③ 軽自動車税の納税義務を負う者は、軽自動車税の納税義務を負う者である。

④ 軽自動車税の納税義務を負う者は、軽自動車税の納税義務を負う者である。

⑤ 軽自動車税の納税義務を負う者は、軽自動車税の納税義務を負う者である。

⑥ 軽自動車税の納税義務を負う者は、軽自動車税の納税義務を負う者である。

⑦ 軽自動車税の納税義務を負う者は、軽自動車税の納税義務を負う者である。

⑧ 軽自動車税の納税義務を負う者は、軽自動車税の納税義務を負う者である。

⑨ 軽自動車税の納税義務を負う者は、軽自動車税の納税義務を負う者である。

⑩ 軽自動車税の納税義務を負う者は、軽自動車税の納税義務を負う者である。

⑪ 軽自動車税の納税義務を負う者は、軽自動車税の納税義務を負う者である。

⑫ 軽自動車税の納税義務を負う者は、軽自動車税の納税義務を負う者である。

⑬ 軽自動車税の納税義務を負う者は、軽自動車税の納税義務を負う者である。

⑭ 軽自動車税の納税義務を負う者は、軽自動車税の納税義務を負う者である。

⑮ 軽自動車税の納税義務を負う者は、軽自動車税の納税義務を負う者である。

⑯ 軽自動車税の納税義務を負う者は、軽自動車税の納税義務を負う者である。

⑰ 軽自動車税の納税義務を負う者は、軽自動車税の納税義務を負う者である。

⑱ 軽自動車税の納税義務を負う者は、軽自動車税の納税義務を負う者である。

⑲ 軽自動車税の納税義務を負う者は、軽自動車税の納税義務を負う者である。

⑳ 軽自動車税の納税義務を負う者は、軽自動車税の納税義務を負う者である。

㉑ 軽自動車税の納税義務を負う者は、軽自動車税の納税義務を負う者である。

㉒ 軽自動車税の納税義務を負う者は、軽自動車税の納税義務を負う者である。

㉓ 軽自動車税の納税義務を負う者は、軽自動車税の納税義務を負う者である。

㉔ 軽自動車税の納税義務を負う者は、軽自動車税の納税義務を負う者である。

㉕ 軽自動車税の納税義務を負う者は、軽自動車税の納税義務を負う者である。

㉖ 軽自動車税の納税義務を負う者は、軽自動車税の納税義務を負う者である。

㉗ 軽自動車税の納税義務を負う者は、軽自動車税の納税義務を負う者である。

㉘ 軽自動車税の納税義務を負う者は、軽自動車税の納税義務を負う者である。

㉙ 軽自動車税の納税義務を負う者は、軽自動車税の納税義務を負う者である。

㉚ 軽自動車税の納税義務を負う者は、軽自動車税の納税義務を負う者である。

㉛ 軽自動車税の納税義務を負う者は、軽自動車税の納税義務を負う者である。

㉜ 軽自動車税の納税義務を負う者は、軽自動車税の納税義務を負う者である。

㉝ 軽自動車税の納税義務を負う者は、軽自動車税の納税義務を負う者である。

㉞ 軽自動車税の納税義務を負う者は、軽自動車税の納税義務を負う者である。

㉟ 軽自動車税の納税義務を負う者は、軽自動車税の納税義務を負う者である。

㊱ 軽自動車税の納税義務を負う者は、軽自動車税の納税義務を負う者である。

㊲ 軽自動車税の納税義務を負う者は、軽自動車税の納税義務を負う者である。

㊳ 軽自動車税の納税義務を負う者は、軽自動車税の納税義務を負う者である。

㊴ 軽自動車税の納税義務を負う者は、軽自動車税の納税義務を負う者である。

㊵ 軽自動車税の納税義務を負う者は、軽自動車税の納税義務を負う者である。

㊶ 軽自動車税の納税義務を負う者は、軽自動車税の納税義務を負う者である。

㊷ 軽自動車税の納税義務を負う者は、軽自動車税の納税義務を負う者である。

㊸ 軽自動車税の納税義務を負う者は、軽自動車税の納税義務を負う者である。

㊹ 軽自動車税の納税義務を負う者は、軽自動車税の納税義務を負う者である。

㊺ 軽自動車税の納税義務を負う者は、軽自動車税の納税義務を負う者である。

㊻ 軽自動車税の納税義務を負う者は、軽自動車税の納税義務を負う者である。

㊼ 軽自動車税の納税義務を負う者は、軽自動車税の納税義務を負う者である。

㊽ 軽自動車税の納税義務を負う者は、軽自動車税の納税義務を負う者である。

㊾ 軽自動車税の納税義務を負う者は、軽自動車税の納税義務を負う者である。

㊿ 軽自動車税の納税義務を負う者は、軽自動車税の納税義務を負う者である。

改正前

年度 領収証書

軽自動車税	
通知書番号	期
標識番号	
税額	
督促手数料	
延滞金	
合計	
納期限	
上記のとおり領収 しました。	
領収日付印	
5年間保存してください。	

軽自動車税の課税について

- 原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車に対し、4月1日現在の所有者に軽自動車税が課される。
- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内、男鹿市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- この処分については、上記1の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、男鹿市を被告として（男鹿市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から⑤までのいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
  - 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 納期限までに税金が完納されないときは、その翌日から納付の日までの期間の日数に応じ税額（1,000円未満の端数があるときは、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した額の延滞金（100円未満の端数があるときは、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。）を徴収します。
- 納期限までに税金を完納しないため督促を受け、かつ、その督促状に指定した納期限までにこの税金に係る徴収金を完納しない場合は、滞納処分を受けることになります。
- 課税後廃車又は譲渡等の異動があった場合は、速かにその旨の届出をしてください。届出のないものについては、保有者として次年度も課税されます。
- 廃車の場合は必ずナンバープレートを返納してください。車を紛失又は盗難にあった場合も速かに報告してください。身体障害者等のための減免制度があります。詳しくは税務課にお問い合わせください。なお、被災申請の手続きは、納期限の7日前までに行ってください。
- 税額（年額）及び異動等の届出場所

車種	税額	届出の場
原動機付自転車 50cc以下	1,000円	男鹿市
原動機付自転車 90cc以下	1,200円	
原動機付自転車 125cc以下	1,600円	又は住所地の市区町村窓口
小型特殊（農耕）	1,600円	
小型特殊（その他）	4,700円	秋田県軽自動車協会
ミニカー	2,500円	
軽二輪	2,400円	秋田運輸支所
軽三輪	3,100円	
軽四輪（貨物）	4,000円	秋田運輸支所
軽四輪（乗用）	7,200円	
二輪の小型自動車	4,000円	秋田運輸支所

問い合わせ 男鹿市

算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した額の延滞金（100円未満の端数があるときは、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。）を徴収します。

6 納期限までに税金を完納しないため督促を受け、かつ、その督促状に指定した納期限までにこの税金に係る徴収金を完納しない場合は、滞納処分を受けることになります。

7 課税後廃車又は譲渡等の異動があった場合は、速かにその旨の届出をしてください。届出のないものについては、保有者として次年度も課税されます。

8 廃車の場合は必ずナンバープレートを返納してください。車を紛失又は盗難にあった場合も速かに報告してください。

9 身体障害者等のための減免制度があります。詳しくは税務課にお問い合わせください。なお、被災申請の手続きは、納期限の7日前までに行ってください。

10 税額（年額）及び異動等の届出場所

改正後	改正前
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分及び太枠で示した部分である。	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の前までに、改正前の男鹿市市税条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、なお従前の例による。